

大阪市生活支援型食事サービス事業 事業概要

【目的】

心身の機能低下や障がい等により、食事の確保が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、または重度の障がいがある方などを対象に配食を通じた見守りを行う。

【事業内容】

(1) 安否確認

訪問（通所）介護、家族支援等がなく、見守りを必要とする時間帯に昼食または夕食の配達を通じて安否の確認を行う。配達時に利用者の安否の確認ができない場合は親族等の緊急連絡先に連絡する。

(2) 配食

最新版の「日本人の食事摂取基準」及び「地域高齢者の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成29年3月健発0330第6号健康局長通知）に沿って適切な栄養管理を行い、咀嚼、嚥下能力の低下に対応した食事を利用者の選択に応じて配達する。

【対象者】

(1) 次の要件を全て満たしている高齢者等

- ・要支援1・2または要介護1～5の者
- ・単身世帯、要支援1・2または要介護1～5の者のみの世帯、要支援1・2または要介護1～5の者と下記(2)の障がい者のみの世帯

(2) 次の要件を全て満たしている障がい者

- ・身体障がい者手帳の1級もしくは2級、または療育手帳（B2を除く）または精神障がい者保健福祉手帳（3級を除く）を所持している者
- ・単身世帯、障がい者のみの世帯、障がい者と上記(1)の高齢者のみの世帯

【利用料（利用者負担額）】

利用者は、材料費および調理に要する費用相当額を利用者負担額として受託事業者に支払う。

利用者負担額は、1食あたり668円を限度として受託事業者が設定するが、糖尿病食や腎臓病食等の治療食を提供する場合は668円を超過することができる。

受託事業者は、低所得者に対して、大阪市生活支援型食事サービス利用者負担額軽減要領に基づき、利用者負担額の減額措置を講ずることができる。

【利用条件】

買い物や調理ができず食事の確保が困難（または栄養改善が必要）であり、かつ、配食による安否確認が必要な状態であること

(1) サービスの利用調整

生活支援型食事サービスのご利用にあたっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター及び配食事業者が利用予定者の介護サービス等の利用状況や家族の支援状況等を把握したうえで、必要な生活支援型食事サービスをケアプラン等の所定の様式に反映していることが必要。

(2) 週間利用食数

サービスの利用調整の結果をもとに、大阪市が1週間あたりの利用可能な食数を決定する。

(3) 利用期間

利用者の区分ごとに次のとおり利用期間を設定する。

①高齢者

生活支援型食事サービスの利用決定日から要介護（要支援）認定の有効期間終了日に3箇月を加えた月の末日までの期間

②障がい者

生活支援型食事サービスの利用決定日から3年間

(4) 申込み

利用者が配食事業者を1箇所選択し、電話等で利用申込のうえ、利用申請書等の必要書類を提出する。

【委託料】

本事業に関する経費について、本事業を実施した配食事業者に対し、1食あたり367円を上限として支弁する。ただし、当該配食事業者の4月から翌年3月までの食数の合計が15,000食を超える場合は、15,001食目から1食あたり314円を上限とする。

上記にかかわらず4月から翌年3月までの配食予定数の合計が100,000食を超える配食事業者は、1食目から1食あたり314円を上限とする。

利用者負担額の軽減費は、委託料として1食あたり152円を上限として支弁する。

【根拠法令等】

- (1) 大阪市生活支援型食事サービス事業実施要綱
- (2) 大阪市生活支援型食事サービス利用者負担額軽減要領
- (3) 大阪市生活支援型食事サービス事業委託事業者選定基準